

生活保護（生活に困ったとき）のこと



○ 生活保護のこと

病気やけがで仕事ができない人と、その家族を助ける制度です。

どうしても生活ができないときに、家族が必要なお金をもらえます。仕事を探したり、

病気がなおってお金をもらわなくても生活ができるように助けます。

生活保護で助けられる人は、日本に認められていて、自由に活動することができる

人で、永住者や定住者などの在留資格を持っている人です。

「扶養義務者（親や兄弟など）から援助（助けてもらうこと）や、ほかの法律や施策、持っている

資産（お金にかえられる土地や物など）を使っても、国が決めた最低の生活ができない人には、

申請すれば、困っている程度に応じて扶助します。（生活ができるように助けます。）

○ お金をもらう（扶助）の種類

もらったお金を何に使うかで、もらうお金の種類がちがいます。

(1) 生活扶助

着るもの、食べるもの、電気代、ガス代、水道代など、普段の生活をするのに

必要なお金。

(2) 住宅扶助（じゅうたくふじょ）

家賃、土地、家のために必要なお金。

(3) 教育扶助

きょういくふじょ

給食、学用品など、義務教育のためのお金。

(4) 医療扶助

いりょうふじょ

病気やケガを治すためのお金。

(5) 介護扶助

かいごふじょ

介護サービスをうけるためのお金。

(6) 出産扶助

しゅっさんふじょ

子どもを生むために入院するときにかかるお金。

(7) 生業扶助

なりわいふじょ

小さい事業をはじめするためのお金。仕事をするのに必要な技術などを

勉強するためのお金など。

(8) 葬祭扶助

そうさいふじょ

火葬のお金、死んだ人の体（遺体）を運ぶお金など。

医療扶助・介護扶助以外は お金で渡します。

れんらくさき
(連絡先)

にしのみやしやくしよ こうせいか
西宮市役所 厚生課 0798-35-3056

せいかつふくし しきん か つ
○生活福祉資金の 貸し付け のこと

かね が なくて こま 困っている ていしょとくせたい しょうがいしゃ せたい こうれいしゃ せたい
お金 が なくて 困っている 低所得世帯や、 障害者がいる世帯や 高齢者がいる世帯に

たい かね か せいど
対して、 お金を 貸す制度が あります。

いってい じょうけん かしつけ かね こうこう だいがく はい かね しゅうがくしきん
一定の 条件で 貸付できる お金 → 高校や 大学に 入るための お金 (= 修学資金)

れんらくさき
(連絡先)

にしのみやし しゃかいふくしきょうぎかい そうだんしえんか
西宮市 社会福祉協議会 (くらし相談支援課) 0798-37-0010

そのほか、あなたが す ちいき たんとう 民生委員や 児童委員に
住んで いる 地域の 担当をしている

そうだん
相談してください。

※ くわ にほんご ひと いっしょ き
詳しいことは、日本語が わかる人と 一緒に 聞いてください。